

令和 5年 5月 18日

監査報告書

学校法人光星学院
理 事 会 御 中

学校法人光星学院

監事 萩内真人

監事 渡路俊彦

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人光星学院寄附行為第8条の規定に基づいて、学校法人光星学院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査を行いましたので報告いたします。

1 監査の実施とその概要

監査を行う過程において、理事会及び評議員会に出席して、業務の決定とその執行状況等の審議・報告等の聴取および重要な書類を閲覧するとともに、監査室との連携協力の下に業務ならびに財産の状況について、多様な方法で監査を行いました。また、会計監査人との連携を図り、監査の説明や講評を受け、計算書類等についての検討を行うなど、当初の監査方針にそって、必要と思われる監査を手順に従い実施いたしました。

2 監査の結果

学校法人光星学院の業務に関する決定及び執行は適正であり、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）ならびに財産目録は、令和4年度末における資産・財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務および財産の状況に関する不正な行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する事実は、ないものと認めます。

令和 5年 5月 18日

監査報告書

学校法人光星学院
評議員会 御中

学校法人光星学院

監事 萩内真人
監事 滝路俊彦

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人光星学院寄附行為第8条の規定に基づいて、学校法人光星学院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査を行いましたので報告いたします。

1 監査の実施とその概要

監査を行う過程において、理事会及び評議員会に出席して、業務の決定とその執行状況等の審議・報告等の聴取および重要な書類を閲覧するとともに、監査室との連携協力の下に業務ならびに財産の状況について、多様な方法で監査を行いました。また、会計監査人との連携を図り、監査の説明や講評を受け、計算書類等についての検討を行うなど、当初の監査方針にそって、必要と思われる監査を手順に従い実施いたしました。

2 監査の結果

学校法人光星学院の業務に関する決定及び執行は適正であり、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）ならびに財産目録は、令和4年度末における資産・財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務および財産の状況に関する不正な行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する事実は、ないものと認めます。